

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	西部九戸河川漁業協同組合								
	住 所	九戸郡軽米町大字軽米第8地割85番地								
2 漁業権の免 許番号	内共第16号（新井田川）									
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間					
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	新井田川本支 流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間 内で組合が定めて公表する期間					
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで					
		いわな	〃	〃	〃					
		うなぎ	餌釣り	〃	1月1日から12月31日まで					
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃					
		こい	〃	〃	〃					
		ふな	〃	〃	〃					
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。									
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間					
		雪谷川蓮台野橋上流端から日ノ戸橋下流端までの区域			4月1日から6月30日まで					
		瀬月内川榮橋上流端から蒔田橋下流端までの区域								
	(3) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長					
やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下							
いわな			15センチメートル以下							
うなぎ			30センチメートル以下							
こい			10センチメートル以下							
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所			
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	1,500円	10,000円	組合事務所及 び指定販売所		
	やまめ いわな うぐい こい ふな			餌釣り 擬餌釣り						
	うなぎ			餌釣り						
	雑 魚			やまめ いわな うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り				1,000円	6,000円
				うなぎ	餌釣り					
			ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。							
	(2) 県内共通遊 漁料		遊漁券区分	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	24,000円		21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
					やまめ いわな うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り				
		うなぎ	餌釣り							
		雑 魚	やまめ いわな うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円				
			うなぎ	餌釣り						
5 遊漁承認証 に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。									
	(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。									
6 遊漁に際し	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。									

守るべき事項	<p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>